

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成27年4月23日(2015.4.23)

【公表番号】特表2012-512217(P2012-512217A)
 【公表日】平成24年5月31日(2012.5.31)
 【年通号数】公開・登録公報2012-021
 【出願番号】特願2011-541268(P2011-541268)
 【国際特許分類】

C 0 7 C 231/02 (2006.01)

C 0 7 C 233/09 (2006.01)

C 0 8 F 20/56 (2006.01)

【F I】

C 0 7 C 231/02

C 0 7 C 233/09 B

C 0 8 F 20/56

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年2月27日(2015.2.27)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0030

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0030】

比較例1：メタクリル酸塩化物からのN-イソプロピルメタクリルアミドの製造

機械的攪拌機、滴加漏斗、内部温度センサおよび還流冷却器を備えた1Lの4口丸型フラスコ中で、500g(1mol)の2N苛性ソーダ、59g(1mol)のイソプロピルアミンならびに阻害剤として2,4-ジメチル-6-(tert-ブチル)フェノールを装入し、かつ室温で、メタクリル酸塩化物104g(1mol)を攪拌しながら計量供給する。供給終了後に、回分を1時間に亘って後攪拌し、再度水酸化ナトリウム10gを添加し、かつさらに30分に亘って攪拌する。沈澱した結晶を吸引し、かつ空気乾燥する。ガスクロマトグラフにより測定された90.7%の純度を有する、N-イソプロピルメタクリルアミド108g(85% d.Th.)108gが得られる。副生成物として、N-イソプロピルメタクリルアミドに対するメタクリル酸塩化物の付加生成物が9%得られる。